

安城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

安城市

令和4年4月

1. 目的

安城市耐震改修促進計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

安城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力的に推進することを目的とする。

2. 位置づけ

安城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、安城市建築物耐震改修促進計画（第二次改定版）（令和3年4月）第6章に基づき策定する。

3. 目標・実績・普及啓発等

<目標・実績>

① 木造住宅無料耐震診断

木造住宅の無料耐震診断を実施する。

年度	30	31	R2	R3	R4
目標（戸）	100	150	150	150	100
実績（戸）	131	115	61	48	
補助上限額（円）	無料	無料	無料	無料	無料

② 木造住宅耐震改修費補助事業

木造住宅の耐震改修工事費に対する補助を実施する。

年度	30	31	R2	R3	R4
目標（戸）	20	20	20	30	20
実績（戸）	21	19	7	8	
補助上限額（円）	120万	120万	120万	120万※	120万

※令和3年度は市内業者利用の場合に限り10万円加算

③ 木造住宅耐震改修（簡易型）費補助事業

木造住宅の耐震改修（簡易型）工事費に対する補助を実施する。

年度	30	31	R2	R3	R4
目標（戸）	4	4	4	4	4
実績（戸）	3	2	2	0	
補助上限額（円）	30万	30万	30万	30万	30万

④ 木造住宅耐震シェルター等整備費補助事業

木造住宅の耐震シェルター、ベッドの整備費に対する補助を実施する。

年度	30	31	R2	R3	R4
目標（戸）	2	2	2	2	2
実績（戸）	1（ベッド）	0	0	0	
補助 上限額 （円）	シェルター	30万	30万	30万	30万
	ベッド	15万	15万	15万	15万

⑤ ブロック塀等撤去費補助事業

ブロック塀等の撤去費に対する補助を実施する。

年度	30	31	R2	R3	R4
目標（戸）	50	80	80	80	80
実績（戸）	100	84	35	59	—
補助上限額（円）	通学路15万 それ以外10万	通学路15万 それ以外10万	通学路15万 それ以外10万	通学路15万※ それ以外10万※	通学路15万※ それ以外10万※

※令和3年度は市内業者利用の場合に限り3万円加算

※令和4年度は市内業者利用の場合に限り3万円加算。また、緊急輸送道路沿道特定ブロック塀の撤去に際しては25万円を補助上限（+市内加算）とした

<普及啓発等>

① 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・特定地区を中心に個別訪問の実施

年度		30	31	R2	R3	R4
戸別 訪問	目標 （件）	300 （美園町）	200 （緑町）	200 （4町※）	180 （里町※）	100 （東町）
	実績 （件）	130 （美園町）	119 （緑町）	202 （5町※）	648 （8町※）	

※令和2年度は当初二本木町、三河安城本町、二本木新町、三河安城町の4町の予定だったが、高棚町でも追加で実施

※令和3年度は当初予定した里町に加えて、今本町、東栄町、浜屋町、宇頭茶屋町、柿崎町、橋目町、尾崎町 の市内北部を中心に実施

② ブロック塀等所有者に対する撤去の促進

- ・安城市内の撤去業者の同意を得た上で実績業者名簿を作成し、窓口および市HPにて公開

- ・特定地区を中心に個別訪問の実施

年度		R3	R4
戸別 訪問	目標 （町）	240 （里町）	100 （東町）
	実績 （町）	314 （8町※）	

※令和3年度は当初予定した里町に加えて、今本町、東栄町、浜屋町、宇頭茶屋町、柿崎町、橋目町、尾崎町 の市内北部を中心に実施

③ 耐震診断実施者に対する耐震化促進

- 耐震診断結果の報告時に、パンフレットの配布説明等により耐震改修を促進する
- 過年度に耐震診断を受けた者、市内の旧耐震住宅所有者を対象に、無料相談会を案内するダイレクトメールを送付

年度		30※	31※	R2	R3	R4
パンフレット配布	予定（件）	100	150	150	150	100
	実績（件）	131	115	61	48	
DM	予定（件）	3,600	3,169	200	200	500
	実績（件）	3,600	3,169	205	300	

※平成30年度、平成31年度は市内の旧耐震住宅所有者へダイレクトメールを送付

※令和2年度、3年度は耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してダイレクトメールを送付

④ 改修事業者の技術力向上等

- 愛知県建築物地震対策推進協議会において、改修事業者に対する耐震改修工法等に係る講習会を開催する
- 愛知県建築物地震対策推進協議会において、耐震改修事業者リストを作成し公表する

年度		30	31	R2	R3	R4
講習会の実施	目標（回）	1	1	1	1	1
	実績（回）	1	1	0※	0※	
事業者の公表	予定（回）	1	1	1	1	1
	実績（回）	1	1	1	1	

※令和2年度および3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

⑤ 一般への周知普及

(1) 町内会で耐震の市民講座（まちかど講座）を開催する

(2) 市内住民を対象に相談会を開催する

(3) 総合防災訓練等にて耐震 PR を行う（ただし、令和4年度は訓練の規模等を考慮し啓発は取りやめ）

(4) 広報あんじょうにて制度概要等の周知を行う

年度		30	31	R2	R3	R4
(1) まちかど 講座	予定 (回)	1	1	0	0	1
	実績 (回)	1	1	0	0	
(2) 相談会	予定 (回)	1	1	1	1	1
	実績 (回)	1	1	1	1	
(3) 耐震 PR	予定 (回)	1	1	1	1	0
	実績 (回)	2	2	0	1	
(4) 広報あん じょう	予定 (回)	2	2	1	1	1
	実績 (件)	2	2	1	2	

その他の一般への周知普及

- ホームページ、デジタルサイネージにて制度概要等の周知を行う。令和3年度からは市公式 SNS も活用する。
- 耐震改修費補助事業申請者の協力により耐震改修現場にのぼり旗を掲げ、周辺住民に PR を行う。
- 啓発用ポケットティッシュ、メモ帳の配布により周知を行う。
- 令和4年度の市内業者利用に対するブロック塀撤去費補助金加算について、商工会議所総会での配布、当該工事について実績のある業者へのダイレクトメール送付等を行う。
- 令和4年度建築課補助制度をまとめた啓発ちらしを作成し、町内会へ回覧・公民館等へ設置。ローラー作戦時にも配布する。

4.課題と改善策

①課題

- 現在におけるまで補助制度周知のためのPRを行ってきたが、未だにすべての市民に周知できていない。今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の周知、利用促進を図る必要がある。

②改善策

- 市内の旧耐震住宅所有者へダイレクトメールを送付し、補助制度の周知を図る。
- 啓発用ポケットティッシュ、メモ帳の配布により、補助制度に興味を持つ機会を増やす。
- 戸別訪問による補助制度の周知など、引き続き、各種補助制度を積極的にPRする。市広報や市公式SNS等も活用する。
- 耐震診断を行った所有者に対して、耐震改修に向けたフォローを強化。